

羽村市地域防災計画（令和6年修正案）修正箇所【第1回羽村市防災会議後】

第2節 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢

(1) 非常配備基準

本部長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の基準により非常配備態勢の指令を発し、災害対策本部及び各部・班の職員を配備する。

【災害対策本部の非常配備基準】

配備態勢	配備の時期	配備態勢	配備人員
警戒配備態勢	① 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 1 東京地方に震度5弱以上の地震が発生したとき（島しょを除く） 2 その他本部長が必要と認めたとき	1 情報を収集し、防災体制を整える 2 市内に災害が発生した場合は速やかに適切な措置をとる	・本部長（市長） ・副本部長（副市長・教育長） ・本部長 ・本部連絡員 ・本部事務局等 ・本部長からあらかじめ指示された職員
第一次非常配備態勢	1 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき 2 その他本部長が必要と認めたとき	1 災害に対して直ちに対処できる態勢 2 事態の推移に伴い第二次非常配備態勢に移行しうる態勢	・本部長（市長） ・副本部長（副市長・教育長） ・係長職以上の職員 ・本部事務局等 ・本部長からあらかじめ指示された職員 ・消防団（団長・副団長） ・交通安全推進委員会（会長・副会長）
第二次非常配備態勢	1 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 気象庁の発表にかかわらず、市内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表されたとき	1 市の組織をあげて災害対策に対処する	・本部長（市長） ・副本部長（副市長・教育長） ・全職員 ・消防団（団長・副団長） ・交通安全推進委員会（会長・副会長）

※南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合、職員は、連絡がとれる態勢を維持する。